

会 議 録

◇事務局－子ども家庭部子ども若者課

電話：03(4566)2471

附属機関又は 会議体の名称		第 32 期青少年問題協議会 第 5 回専門委員会
事務局（担当課）		子ども家庭部子ども若者課
開催日時		令和 6 年 3 月 4 日（月）午後 5 時 0 0 分～午後 6 時 4 0 分
開催場所		豊島区役所本庁舎 5 階 5 1 0 会議室
議 題		1 開 会 2 議 事 （1）豊島区子ども・若者総合計画（令和 2～6 年度） 令和 4 年度実施状況報告書について 資料 1 3 報 告 （1）豊島区子どもの実態・意識に関する調査について 資料 2・3 4 閉 会
公開の 可否	会 議	■公開 □非公開 □一部非公開 傍聴人数 0 名
	会 議 録	■公開 □非公開 □一部非公開
出席者	委 員	加藤悦雄、半田勝久、市川享子、坂下睦子、中野航綺
	事 務 局	子ども若者課長、子ども若者課職員
会議資料		・資料 1 豊島区子ども・若者総合計画（令和 2～6 年度）令和 4 年度実施状況報告書（案） ・資料 2 豊島区子どもの実態・意識に関する調査（作成中） ・資料 3 アンケート調査回収率 ・参考資料 1 豊島区子ども・若者総合計画改定スケジュール ・意見票

審 議 経 過

1 【開 会】

2 議 事

【協議事項】

会 長 3/22 に青少年問題協議会が予定されています。
議事の1つ目の報告書を青少年問題協議会専門委員会からの意見ということで案を完成させ、22日の本会議に提出いたします。これまでも意見をいただいていますので、意見について修正すべき点や追加すべき点等についてご意見をいただき、青少年問題協議会からの意見について充実させていきたいと思います。
意見を追加したい箇所を指摘の上、意見を述べてください。

(事務局よりヒアリング調査質問項目について説明)

会 長 ご意見、いかがでしょうか。

委 員 重点施策と計画の全体については青少年問題協議会、子どもの権利に関する具体的な施策については子どもの権利委員会が検証するというので子どもの権利委員会の検証については、ここに追記されるのでしょうか。または別の報告書が作成されるのでしょうか。

事務局 目標Ⅰの子どもの権利に関することについては、子どもの権利委員会でも評価していただいています。 青少年問題協議会と子どもの権利委員会の意見が重複して評価されることがありますが、権利委員会からの意見は別に報告いたします。この実施状況について進捗等を管理するのは青少年問題協議会です。
この報告書とは別に子どもの権利委員会からの意見として全体会では報告いたします。

委 員 3月22日の青少年問題協議会で子どもの権利委員会の検証結果を報告するので、ここで取り入れることはなく、別と考えればよいのでしょうか。

事務局 それぞれの委員会は独立していますので、別々の報告として扱うことと事務局では考えています。

会 長 別の報告書ができ、それぞれの施策に反映させるということですね。
他にいかがでしょうか。内容に関することでも結構です。

会 長 10頁の4行目ですが、もう少し内容を具体化して、「学校等でリーフレット配の際は、

必ず丁寧に説明を行ったり、学校や学童保育など子どもの学び育つ施設において、リーフレットを用いた子どもの権利学習の機会を設けるなど、子ども理解を進める方法を考えていくことが必要なのではないか」というように具体的な文章を入れてもよいかなと思います。

実態意識調査で、学校をとおして子どもたちがこの権利内容を知ったという子どももそれなりにいるので成果は出つつあるので具体的に書いてもよいかなと思います。

10 頁目の一番下の箇所です。

「教職員の学び・・・」については、「教職員の学びを現場における子どもの権利内容の具体化に生かすことを望みます」と、子どもの権利内容を現場で位置づける具体化することを記述すればよいかなと思いました。

12 頁のとしま子ども会議です。令和3年、4年に関しては採択数が0となっていますが、下から2行目、「令和5年度にはぜひ、そのような場を設けて、子どもの提案に対して区長がどのように受け止めるのかということを見えるかたちで実施することを望みます。」ということが書かれています。補足いたします。

子ども会議は当事者である子どもの意見表明と参加の場であり、子どもの育ちや学びの場でもありますので、令和5年度には子ども会議をより有効なものとしていけるように「子どもの提案に対して区長や区職員等がどのように受け止めるのかということを見えるかたちにしたり、子ども施策への反映や子どもへのフィードバックを実施することを望みます。」というように具体的に書いていただけるとよいと思います。

具体的に意見として出すことは特に問題はないですか。

事務局

具体的に意見をいただいた方が、事業や施策に反映できますので検討しやすくなります。現場としても動きやすいこともありますのでそのような表現を記載していきたいと思います。令和5年度は子ども会議を受けまして1月に区はどのような対策をしたかという報告会も実施しています。そのあたりは具体化できたと思いますが報告書が1年遅れの評価になっています。ただ、令和5年度は位置付けにできたものもあるので令和5年度の報告書には、対応したことが具体的に記載できると思います。

委員

16 頁4 行目について、安全と質の前後関係がわかりにくいと思います。安全な居場所確保することで質を高めるのか、安全な居場所を確保されたことで次のステップとして質を高めることになっているのか、どちらなのでしょう。

事務局

おそらく、質と安全な居場所という位置づけとして安全な居場所を確保して質を高めていくというニュアンスで修正したいと思います。

委員

26 頁など、他にも話し言葉になってわかりにくいところがあるので、いくつか後日お伝えできればと思います。

会 長	重点事業１２については、私も気になりました。利用者が多くなることによって安全面の確保を前提としつつさらに質の向上、子どもの多様な権利内容を意識した子ども主体の居場所を作り出すことができるような質に対する促進を考えるべきですというような記載がよいと思います。 １５頁のプレーパーク事業について、主管課の評価はＡということで今後もどんどん促進していきたいということですが、このような事業は大切なものなのでＡの評価ですがもっと促進して欲しいと書き込んでほしいです。 「豊島区は商業ビルなどの繁華街や住宅地が多く、自然豊かな屋外の公園が限られているので、屋外において自分らしくのびのびと遊べることを、具体化できるプレーパーク事業は大変意義深い事業なので、この事業の意義を踏まえ、子どもたちが気軽にアクセスし外遊びできる機会を確保するために、今まで以上に促進して欲しい」ということを書き加えていただきたいと思います。
委 員	１９頁の子ども虐待防止ネットワーク事業と４９頁の評価について １９頁では研修会ということ念頭に児相と保健所と子ども家庭支援センターの三機関が挙げられて４９頁でも事業の取組のところで指導課・子ども家庭支援センター、児相、相談室という連携体制が挙がっています。 この評価全体や来年度作っていく計画の中で、豊島区の子どもの権利に関わる事業の連携の中にどれが取り上げられているのか確認しておいた方がよい。整理できていないために表記の上でも各部局とか、事業ごとに連携対象が異なったり奔走しているようなところがあったりするのではないかな。今後の取組として関係部局の整理・統合をして役割分担の評価ということにつながると思いました。
事務局	子どもの相談窓口として、アシスとしまが気軽な窓口になると思います。 相談内容によって繋げる部署が子ども家庭支援センターや指導課だったり、通告しなければならないような場合は児童相談所案件になることもあります。 子ども虐待防止ネットワーク事業はアシスとしま事業のその先にある事業だと思うので、その意味で段階ごとに関わってくる部署もあると思います。 それを念頭にアシスも対応しなくてはならないのかもしれないかもしれません。 庁内でも整理をしてどう記載するのか整備したいと思います。
委 員	事業が進んだことにより、子どもの状況が見えてきたなかで、連携の拡大が必要となったことが確認でき、事業がより進んだことを評価するような書き方で連携を必要とする部署の増加を位置づけられるとよりよいと思います。
会 長	相談する部局が多様化する中で、実態調査の結果でも、「主体的に相談しようと思わない」という保護者や子どもの回答も一定程度あったので、どう子どもや保護者の困難等に連携して対応していくのかにも繋がっていく問題意識かと思いました。
委 員	２２頁の子どもの権利委員擁護委員相談事業について

これまでの議論の中で、当初は子どもの権利擁護センター（仮称）だったものが子どもの権利相談室として設置されたということが大きな成果であるとあり、9月に設置されてからすでに相談件数も増えてきたかと伺っています。という設置された時のコメントであったので、これについて〆切の時間までに、どのように相談が増えてきたのか、新たに子どもの権利擁護委員に加え、子どもの権利相談員2名が配置されたということや体制をどのように強化し、どういう成果があったのかという具体的な記述をしていただけるとより伝わると思いました。アウトリーチを丁寧に行ってきたことも引き続き継続しているということなど、新たに相談室ができたことによる成果の部分を中心に追記していただければよいと思います。

事務局 権利委員会でも発言があり、他の自治体では相談室、権利擁護センターなどができても、当初は子どもの相談も少ないというようなことも聞きますが、豊島区は開所から相談も多く、権利に関わるような重たい相談も受けたり、子ども若者の相談窓口のアシスでは、対応できないような相談も解決した事例もあります。課題としては件数が増えることによって、今の体制では人員が不足していることが見えてきたので、成果や課題について記載したいと思います。

委員 他自治体の事例を踏まえると、子どもの権利学習だったり、相談件数が増えたことによる対応が成果の部分ではあるが、課題の部分で件数が増えたことで、予算も含め対応が厳しくなるが、より発展させていくために、今までより充実した体制整備が求められる必要があるということを記載してほしいと思います。

委員 53頁の青少年問題協議会からの意見のところで、「調査結果の分析からの反映やPDCAに関わる記載がないことが残念です。」とありますが、自己評価もBになっているのでもう一步踏み出せるとよいと思います。この事業の今後の方向性を考えたときに、事業内容には「ネットワークづくりを支援する」と書かれているが、行政は一步引いているよう感じられます。所管課もネットワークの一部であると思いますが、「ネットワークづくりを行うと」という表現ができる施策になればよいと思います。同様に外国人支援としてNPO法人や支援団体、民生委員からもよく苦労話を聞きますが、行政が「一緒になって対話の場を持ちます」というような今後の施策になればよいと思います。二つ目として、各事業間の連携が見えてこないと感じています。進捗報告は各部署で、とても丁寧に評価し、まとめられていて、このように蓄積されているものはなかなかないので、紙面上の連携というより現場での連携というものがあればよいと思います。部署間や課題間の連携ということを表現できる場所がないのだろうか今後検討できればよいと思います。

会長 一つ目は豊島区の特徴として外国ルーツの方が一割を占めていることで、区として今後どのように力を入れていくかというご意見でした。二つ目は、事業ごとの連携となっているので事業と事業との間にある課題を、どう事業者間で連携をとるのか、事業を有効化するためにも大事な指摘だと思います。

事務局	二つ目のご指摘で子どもや若者の施策については、必ず子ども若者課が主な所管でしたが、今は、子ども子育てに関しては庁内全体でということもあります。 特に公園や子どもの遊び場、あるいは子どもの居場所というところでは、公園は子どもへの幸せ度が高いので、庁内会議でも公園緑地課は主の委員として参加していただくようになりました。使われていない未利用地活用として子どもの居場所や遊び場として活用するという新規事業もあります。 今までは都市計画等の部署が管理していた土地ですが子どもの遊び場として一緒に事業を進めていくことで、今まで連携していなかった部署とも連携するようになったということもあります。 ここに載っている事業も横の連携が有効的にとればもっと子ども若者にとってよい事業になるものがたくさんあると思います。 庁内会議でこれから横の連携においても多く協力を得られるように働きかけたいと思います。
会 長	1点目については、区が具体的に支援していく必要があるという指摘もあるので、そのような積極的な記載ができればよいと思います。
委 員	9頁の重点事業1、重点事業3の意見について、意見というより取組内容を記載している部分があるので、委員の意見と分けた方がよいと思います。
会 長	これまでの成果を踏まえたうえで、今後このような取組が必要ですよという形式で記載していただけるとよいと思います。
	連携に関して、43頁の重点事業147について、中高生から若者への切れ目のない支援という重要な事業だと思います。中高生センタージャンプにおける若者支援に関しては、子ども期から若者期への切れ目のない支援を実施するもので、困難を抱えた子どもに寄り添う支援や若者ニーズの把握や情報提供、若者の社会参加や若者の居場所の場を確保するという意味もあると思います。そのほかに中高生や年齢の近い若者が参加し、ジャンプに対して意見を述べたり、反映させることによってジャンプの質向上にもつながるという多様な意義がありますので、より中高生センタージャンプにおける若者支援を促進してほしいと追加したいと思います。 あと45頁から46頁にかけて状況に応じた支援ということで評価がCやDというところもありますが意見は必要でしょうか。
事務局	ここは4年度末のまとめとして記載していますが、評価Dの発達支援センター（仮称）の設置検討について令和6年度の新規事業になっています。現在は評価とは変わっているものもあり、目標Vの全体をまとめたものですので参考にいただければと思います。

会 長

28頁の重点事業69について

乳幼児期のひろばや保育所に関することで評価がBになっていますが子育てひろばは初めて子どもを産み育てる在宅育児家庭には、サービスを利用する機会としてとても重要な社会資源だと思います。

そのため子育て家庭を親身に見守り、気軽に様々な相談にも応じる子育てひろばは、重要な子育て支援の一つで、近年においては孤立しがちな家庭が増えていて、外国にルーツのある家庭も多いので、気軽に相談できるひろばの取組を促進してほしいです。またひろばは、利用する保護者に着目しがちですが、その乳幼児にとっても遊びや交流の意義ある場所として、楽しく過ごせるような工夫も必要とされていると思います。保護者がどう子どもと向き合えばよいのかなど、困難を抱えている方も多くいると思いますので、乳幼児の子どもの声を聴く子育ての大切さを伝えていくなど、子育てひろばを有効的に活用した支援をさらに展開してほしいと記載いただけるとよいと思います。

会 長

関連して34頁、子ども研修ですが、これは特に乳幼児教育とか保育の部分の研修になります。保育の質向上に向けて研修の内容の充実に力を入れてほしいこと。

昨年施行されたこども基本法のこども理念にも事業者による子どもの権利の具体化について規定されましたので保育の場においても子どもの権利の具体化に向けた実践の学習や研修の機会も設けてほしいということを追加していただけるとよいと思います。

保育園や幼稚園は子どもに関わる専門職がたくさんいる場なので影響力がとても大きいと思います。その研修の場でも子どもの権利について学ぶ機会を設けてほしいと思います。

60頁には具体的な取組に防犯・事故予防の推進とありますが、豊島区はかなり都心なので防災の話はあませんか。子どもや中高生・若者、子育て家庭に対する防災教育や保育園や幼稚園を含めた地域防災の推進等は大事なことだと思います。

事務局

子ども若者総合計画にはないが、防災課の地域防災計画では、特に子ども施設は福祉的な避難所として位置づけています。

委 員

東日本大震災では、地域の中で子どもたちに防災教育を継続した結果、子どもたちの避難行動が安直な大人たちを避難させ、多くの命が救われたという事実がありました。豊島区はビルや繁華街があったり住宅地が密集していたり地理的に多様な場所です。防災に対する施策も必要だと思いますので、重点事業に追加していただき外国人ルーツのある家庭にもサポートを含め、展開していくことが災害時の人命救助にもつながると思います。

追加の意見として、59頁の重点事業218 子ども若者支援ネットワーク「ここにいるよ」について評価はBであり、青少年問題協議会からの意見の中で、参加者数の数でなく、地域団体との連携という目標の打ち出し方もできるのではとありますが数が重要では

なくて、有機的に連携できているか、どう基盤を強化していくかを深められたらよいと思います。ポストコロナを見据えた、としま型子ども若者支援ネットワークの構築もできると思います。

会 長 同じように気になっていた部分です。数だけでなく何かテーマに基づいてやるような広域的な連携も含め、有機的な連携や基盤作り、何らかの課題解決のために連携して展開していくことが、コロナ後の状況として求められると思いました。

3 【報告事項】

(資料2, 3をもちいて事務局より説明)

会 長 回収率については、小中高校生、若者が前回より下がったことは少し残念です。自治体間でも同じような調査について、回収率については差があります。豊島区は前回より減ってしまったので、子どもにとって何が回答しにくかったのか、回答する意義が伝わらなかったのか問われるかもしれないし、回収率が2割前後の場合、これを根拠として計画を作るわけですがこの回収率によって、どれだけ子どもの声を反映できているのか回答できている層とできていない層があったとするとまた検討が必要かもしれません。

委 員 回収率が低いことは、そこまで気にする必要はなく、どこに回答しにくい部分があったかについては検討が必要だと思いますが、ここからわかることを抽出していけばよいので、どの層が回答率が低かったかということはその層の人口比において考えればよいと思います。このデータがどういう位置づけにあるのかということを確認できれば低さはカバーできるのではないのでしょうか。

会 長 内容面でもその他でもほかにこの調査についてご意見はありますか。

委 員 94頁、87頁のなぜ相談しないのかという設問に対して、「相談しても解決できないと思うから」と回答していることが、これからの権利擁護だとか相談事業の中でどう取り組んでいくのか明確に表れたと思います。どうしてそう感じるのか、その部分をヒアリング等から考えていかなければと思います。

会 長 対象としては小学校4年生から6年生と若者も「相談しても解決できないと思うから」が、1位になっています。相談しても仕方がないと思わせるような経験が今までにあるのかも含めて自由記述の結果が出たらその部分を探る必要があるかと思います。

委 員 この調査において世帯収入を聞いている項目で、1位が1000万円以上で2位も900万以上というデータを見たときに、心と時間に余裕がある世帯はアンケートにも答えやすいのかと思いました。

- 会 長 ひとり親家庭やダブルワークされている家庭など経済的に厳しい家庭なのか、どういう層が多く回答できているのかを注意して把握しなければならないと思います。
- 事務局 任意で抽出された方にアンケートは送付していますが、回答してくれる人の属性に気をつけなければいけないと思います。7 ページの世帯構成では、ひとり親家庭なのか両親のいる世帯なのかの設問もあります。今後はどういう属性の方がどういう答えになっているのかクロス集計する必要や、豊島区の世帯構成と関連して差異がなければ同じような方が回答されているのか検討しなければならないと思います。
- 会 長 14 頁に生活困難層か一般層か区分けがあり 74 頁以降、子どもたちに対して生活に根差した自分の思いを聞いているので困難層の方が自己肯定感の評価が低いのか、話を聞いてもらえていないかなどについてクロス集計ができればよいと思います。
この調査のなかで、豊島区の子どものおかれた状況を見ていくための中心的な指標になるものは設定されていますか。 豊島区に住み続けたいのか、自己肯定感などの経年変化を見ているものはありますか。
- 事務局 経年で見ている指標もあります。5 年前とどう意識が変わったかの分析をしていくとわかると思います。
- 委 員 40 頁の区施設職員の専門性のある研修意欲はたかく、発達心理学や保育や教育の実技と子どもの権利についても学びたいとなっています。発達心理学と権利・保育、教育と権利をセットにして研修できるとよいと思いました。
- 事務局 子どもの権利条例について、知っている区職員が 7 割でした。受講したい学びと権利をセットで実施することで、より権利について周知できるのであれば、次回以降工夫をして研修を進めたいと思います。
- 委 員 48 頁あたりから 53 頁の連携と協力のところについて
53 頁について、児童相談所は地域の団体とは連携していないが 45% で区施設職員は 4% です。また社会福祉協議会は地域団体と連携していないが 11% で区施設職員は 34% です。このような結果をどう可視化すればよいのか分かりませんが、有機的に連携ができる範囲のようなものがどうなっているのかを分析できればどのように連携していけばよいのか、データを使って検討できればと思います。
- 委 員 多くの調査結果を得て、一部は公開されるのでしょうか。私たちはデータを把握して施策を考えますが、調査対象となる子ども・若者がこのデータに向き合う機会を考えているのでしょうか。高校生くらいなら探求学習もあり SDGs もそうですが学習素材に活かしていくということを考えれば、課題を若者自身が考え声を上げて、学校を超えて地域とつなげていくことだと思います。それこそが子どもたちの権利や尊重ということかなと思います。この調査結果の価値を子どもたちにどう返していくのかを今後議論できれ

ばと思います。

会 長 子ども自身が課題と向き合って、どうすればよいのかを議論することが、子どもたち自身の育ちにもなります。当事者の子どもたちの施策に対して子どもたち自身が意見を反映させるといった意義もあると思います。

事務局 自由意見とヒアリング結果がまだ入っていません。ヒアリングや自由意見は精査する可能性があります、冊子にして公開する予定です。学校では授業の中で自由に使っただけです。子どもの計画ができ、素案ができた段階で、施設にも出向いて子どもや若者から積極的に、意見を聴き計画に反映できるような仕組みを作っていきたいと考えています。

会 長 今後の部会の中で議論できればと思います。

委 員 青少年問題協議会に子どもの委員がいてもよいのでは思いました。

会 長 そういったことが可能であれば参加してもらえると子どもからの意見反映ということで意義があることだと思います。

事務局 専門委員会の中であれば発言しやすいのかと思いますし子どもが自由に意見が言えるということは大切だと考えます。参考にさせていただきます。

以上